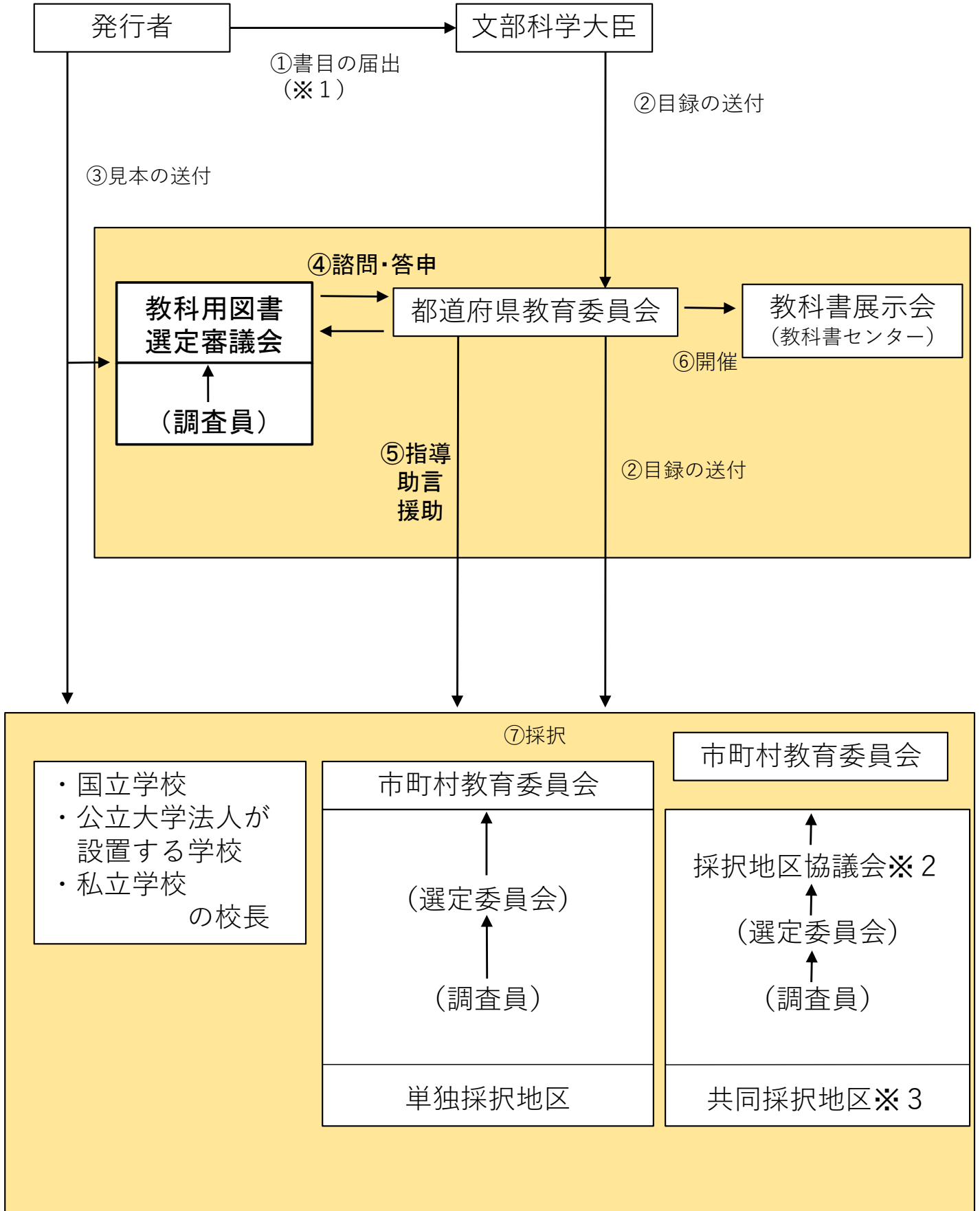


議 事

- (1) 義務教育諸学校における令和8年度使用教科用図書の採択
に関するについて P. 1
- (2) 選定資料の観点について P. 12

義務教育諸学校用教科書の採択のしくみ



※1 ○番号は採択の流れを示す。

※２ 採択地区協議会は法令上設けなければならないもの。括弧書きの組織等は任意的に設けられるもの。

※3 共同採択地区は、2以上の市町村から構成される採択地区である。

教科用図書採択制度について

- 1 県教育委員会の指導、助言又は援助によって、市町村教育委員及び義務教育諸学校の校長の行う採択に関する事務について、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うこととなる。
(無償措置法 第10条、第13条)

- 2 採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、関係市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。
(無償措置法 第13条)

(1) 指導、助言又は援助

県教育委員会の行う指導、助言又は援助は、採択に関する事務すべてであり、指導、助言又は援助を行おうとするときは、あらかじめ「教科用図書選定審議会」の意見をきかなければならないとされている。
(無償措置法 第10条、第11条)

[県教育委員会による諮問

→ 選定審議会による答申

→ 県教育委員会による指導、助言又は援助]

その重要事項は、次のものがあげられる。

ア 採択基準の作成

イ 選定に必要な資料の作成

ウ その他指導、助言又は援助に関する重要事項

(無償措置法施行令 第8条)

(2) 採択基準

教科用図書の採択をするにあたっての一般的な基準であり、教科書を採択するにあたって参考となるものである。

(3) 選定に必要な資料

「採択基準」が一般的な採択の指針、又は手続き方法等の準則を示すものであるのに対し、採択権者が教科書を採択するにあたっての基礎資料である。具体的には、採択の対象となる全教科種目について、選定に必要な基本的な観点を定め、観点ごとに特徴等について簡潔に叙述したものである。

(4) 協議

採択地区内の市町村教育委員会が種目ごとに同一の教科用図書を採択するための協議である。千葉市、船橋市、市原市を除く各採択地区においては、採択地区協議会を設置し、規約に基づき、各市町村教育委員会が種目ごとに同一の教科用図書を採択するために協議し連絡調整を図るものである。そのため、各市町村教育委員会は、各市町村教育委員会の意向が十分に反映されるように配慮するとともに、この協議の結果を尊重するよう、あらかじめ適当な措置を講じておくことが必要である。

3 採択の時期（無償措置法施行令 第14条）

- （1）教科用図書の採択は、使用年度の前年度の8月31日までに行われなければならない。
- （2）9月1日以降に新たに教科書を採択する必要があるときは、すみやかに教科用図書の採択を行わなければならない。（県教委の助言を受けて行う）

4 採択する教科書

- （1）学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を除き、教科書目録に登載されたもののうちから採択を行わなければならない。（無償措置法第13条）
- （2）採択の期間（無償措置法第14条、同施行令第15条）
 - ・毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択
 - ・同一の教科用図書を採択する期間は4年間（附則9条本を除く）

5 義務教育諸学校の教科用図書の検定、採択・使用期間

年度（西暦）		H30	H31/R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
学校種別等区分		(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)
小 学 校	検 定	◎				◎				◎
	採 択	△	△				△			
	使用開始	●	○	○				○		
中 学 校	検 定	◎	◎				◎			
	採 択	▲	△	△				△		
	使用開始		●	○	○				○	

- ・〔◎検定 △採択 ○使用開始〕は「全教科」小・中学校は原則として4年ごと
- ・〔▲「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度〕
- ・〔●「特別の教科 道徳」の教科書の使用開始年度〕
- ・太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程によるもの

令和7年度 義務教育諸学校の教科書採択について

1 県教育委員会の役割

- (1) 市町村教育委員会の行う採択事務に関する適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。(無償措置法第10条)
- (2) (1)を行おうとするときは、予め「教科用図書選定審議会」を置き、意見を聞かなければならない。(同法11条)
- (3) 県内の区域に、市町村の区域又はいくつかの区域を併せた地域に「教科用図書採択地区」を設定しなければならない。(同法12条)
- (4) 県立中学校の教科書を採択すること。(同法13条)

2 採択の時期

教科書を使用する前年度の、8月31日までに行う。(同法施行令第14条)

3 同一教科書を採択する期間

同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。(無償措置法施行令15条)

※令和7年度の採択は令和6年度に採択した教科用図書と同一の採択をする期間

4 採択のサイクル

	直近の採択替え	使用期間	次回検定年度	次回採択替え
小学校	R5	R6・7・8・9	R8	R9
中学校	R6	R7・8・9・10	R9	R10

※学校教育法附則第9条に規定される教科用図書（一般図書）は毎年度採択替えできる

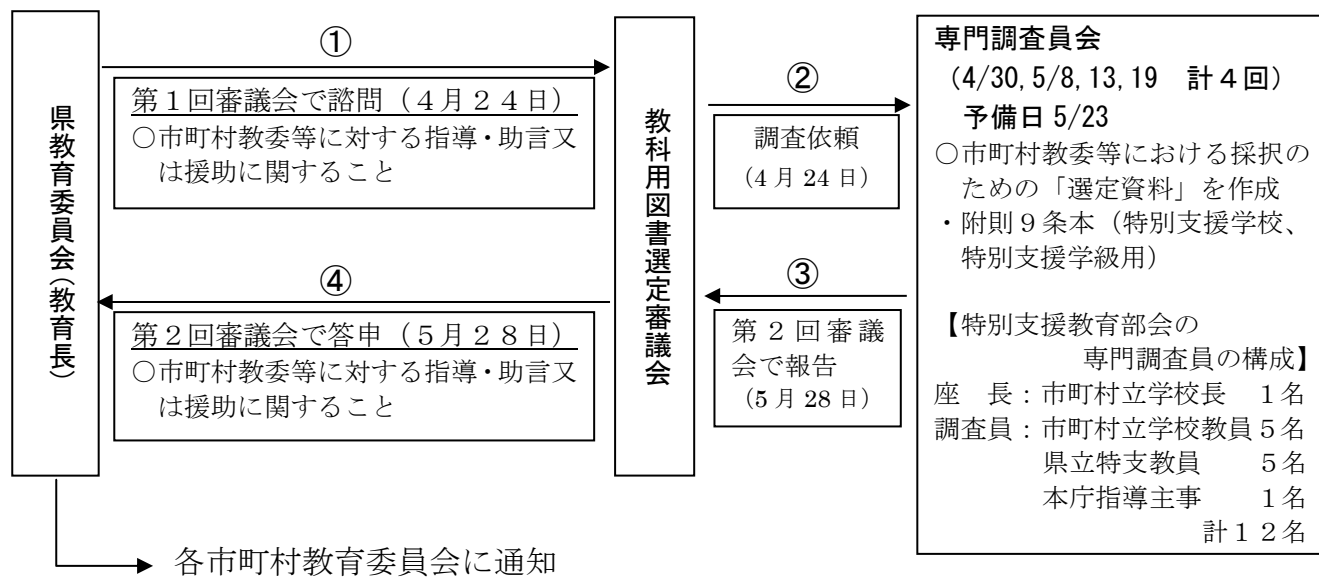
【参考】採択周期表

年度（西暦）		H30	H31/R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
学校種別等区分		(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)
小学校	検 定	◎				◎				◎
	採 択	△	△				△			
	使用開始	●	○	○				○		
中学校	検 定	◎	◎				◎			
	採 択	▲	△	△				△		
	使用開始		●	○	○				○	

- ・〔◎検定 △採択 ○使用開始〕は「全教科」小・中学校は原則として4年ごと
- ・〔▲「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度〕
- ・〔●「特別の教科 道徳」の教科書の使用開始年度〕
- ・太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程によるもの

令和 7 年度 教科書採択の流れ

- 1 4月16日 第1回教育委員会会議
(議案) 令和7年度千葉県教科用図書選定審議会委員の任命について
- 2 千葉県教科用図書選定審議会と県教育委員会の動き



3 県立中学校の教科書採択

- 8月20日 第5回教育委員会会議
(議案) 令和8年度使用千葉県立千葉中学校教科書の採択について
(議案) 令和8年度使用千葉県立東葛飾中学校教科書の採択について
※前年と同様の採択[4年間のうちの2年目](無償措置法施行令第15条)

《参考》

無償措置法

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

同条施行令

第15条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間(以下この条において「採択期間」という。)は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)附則第九条第一項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

- 2 採択期間内において採択した教科用図書(以下この条において「既採択教科用図書」という。)の発行が行われないこととなった場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。
- 3 前項に規定する場合(教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなった場合を除く。)において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

令和 7 年度千葉県教科用図書採択地区

	採 択 地 区 名	所 属 市 郡 名
1	千 葉 市 採 択 地 区	千葉市
2	船 橋 市 採 択 地 区	船橋市
3	葛 南 東 部 採 択 地 区	習志野市、八千代市
4	葛 南 西 部 採 択 地 区	市川市、浦安市
5	東 葛 飾 東 部 採 択 地 区	柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市
6	東 葛 飾 西 部 採 択 地 区	松戸市、野田市、流山市
7	印 旛 採 択 地 区	佐倉市、成田市、四街道市、八街市、印西市、 白井市、富里市、印旛郡（酒々井町、栄町）
8	香 取 採 択 地 区	香取市、香取郡（神崎町、東庄町、多古町）
9	海 匝 採 択 地 区	銚子市、旭市、匝瑳市
10	山 武 採 択 地 区	東金市、山武市、大網白里市 山武郡（芝山町、横芝光町、九十九里町）
11	長 生 採 択 地 区	茂原市、長生郡 （長柄町、長南町、睦沢町、一宮町、白子町、長生村）
12	夷 隅 採 択 地 区	勝浦市、いすみ市、夷隅郡（大多喜町、御宿町）
13	安 房 採 択 地 区	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡（鋸南町）
14	君 津 採 択 地 区	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
15	市 原 市 採 択 地 区	市原市

令和 7 年度教科用図書関係行事予定

月 日 曜	行 事 名	内 容	会 場	開 始 時 刻	備 考
4. 10 木	教科書採択に関する協議会	採択事務についての協議	県総合教育センター	13:30	採択地区担当 15 事務所 10 学習指導課
4. 24 木	第 1 回選定審議会	辞令交付、 【諮問】 指導助言に関する こと等	中庁舎9階 教育庁企画管理部 会議室	14:00	委員 18 教育長 学習指導課等
4. 30 水	専門調査員会(1)	全体会 調査研究	県総合教育センター	9:30	調査員 12 学習指導課等
5. 8 木	専門調査員会(2)	調査研究	県総合教育センター	9:30	調査員 12 学習指導課等
5. 13 火	専門調査員会(3)	調査研究	県総合教育センター	9:30	調査員 12 学習指導課等
5. 19 月	専門調査員会(4)	調査研究	県総合教育センター	9:30	調査員 12 学習指導課等
5. 23 金	専門調査員会(5) ※予備日	調査研究	県総合教育センター	9:30	調査員 12 学習指導課等
5. 28 水	第 2 回選定審議会	【答申】 選定資料決定 【諮問】 県立中学校の教科書採択に関する こと	中庁舎9階 教育庁企画管理部 会議室	14:00	委員 18 教育長 学習指導課等
6. 6 金	教科書採択・無償給与事務担当者会議	採択・無償給与事務打合せ	県総合教育センター	13:30	
※教科書展示会… 6 月 1 日から 7 月 3 1 日までの任意の 1 4 日間 ※教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第 5 条 2 6 会場（各教科書センター 2 4、移動展示場 2） ※会場により開始時期が異なる。詳細は後日県教育委員会 HP に公表					



教学指第128号

千葉県教科用図書選定審議会 様

義務教育諸学校における令和8年度使用教科用図書の採択に関すること
について（諮問）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項の規定に
より、別紙事項について諮問します。

令和7年4月24日

千葉県教育委員会



義務教育諸学校における令和８年度使用教科用図書の採択に係る諮問事項

義務教育諸学校における令和８年度使用教科用図書の採択に関する事務についての指導、助言又は援助の内容について

- 1 小学校（義務教育学校前期課程を含む。）用教科用図書の採択に関する事。
- 2 中学校（義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。）用教科用図書の採択に関する事。
- 3 特別支援学校用教科用図書の採択に関する事。
- 4 学校教育法附則第９条の規定による教科用図書の採択に関する事。
- 5 教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項に関する事。
- 6 選定に必要な資料に関する事。
- 7 教科用図書採択の公正確保に関する事。
- 8 その他採択業務遂行上で必要な事項に関する事。

令和 8 年度使用 学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書

1. 令和 8 年度使用一般図書＜追加候補図書＞

No.	教科	発行者 (発行者コード)	図書名 (図書コード)	単価
1	算数・数学	ひさかた (27-3)	スキニシップ絵本 かずのえほん	1,600
2	算数・数学	学研 (06-2)	さわって学べる算数図鑑	2,500
3	生活・社会	合同出版 (10-8)	絵でわかるこどものせいかつずかん 1 みのまわりのきほん	1,400
4	体育・ 保健体育	東洋館 (20-7)	改訂新版 くらしに役立つ保健体育	1,500

2. 令和 8 年度使用一般図書＜削除候補図書＞

No.	教科	発行者 (発行者コード)	図書名 (図書コード)	単価
1	算数・数学	あかね書房 (10-1)	あかね書房の学習えほん おかあさんだいすき 1. 2. 3	3,200
2	算数・数学	三起商行 (82-3)	ミキハウス音のでるおしごとえほん レジスター	3,000
3	外国語	東京書店 (20-3)	わくわく音あそびえほん えいごにほんごおうたえほん	2,200
4	外国語	東京書店 (20-3)	わくわく音あそびえほん新装版にほんご ★えいごおしゃべりタブレットえほん	2,454
5	生活・社会	偕成社 (06-1)	子どもの生活 (3) マナーをきちんとおぼえよう！	1,200
6	職業・家庭	さえら (11-1)	たのしい工作教室 木のぞうけい教室	1,500
7	算数・数学	福音館 (28-1)	安野光雅の絵本 はじめてであうすうがくの絵本 1	1,600

学校教育法附則第9条に規定する一般図書を選定する場合

〈選定にあたっての観点〉

1 内容について

(1) 障害の状態や発達の段階及び特性への配慮や工夫

学習指導要領の各教科等の目標の達成に向けて、児童生徒の障害の状態や発達の段階及び特性への配慮がなされているか。

(2) 日常生活との関連

児童生徒の障害の状態や発達の段階及び特性に応じた使い方ができ、日常生活に必要なことが取り上げられているか。

(3) 教材の分量

絵と文字のバランス、学習課題となる情報の量などが適切であるか。

(4) 学習を促す教材の配慮

興味・関心を広げ、学習意欲を高めていけるように教材が工夫されているか。

2 組織・配列について

(1) 系統性

教科の系統性や児童生徒の発達の段階及び特性に照らし、適切な編集となっているか。

(2) 学習活動上の便宜

学習のねらいを明確にすることができ、教材の配列にも工夫があり、学習が進めやすいように構成されているか。

3 表現について

(1) 発達の段階及び特性への配慮

児童生徒にとって用字・用語が適切で理解しやすいか。

(2) 表記・表現

図表・写真・絵などが学習内容に適合しているか。

(3) 意匠（デザイン）

見やすい構成で、配色や色彩が適切であるか。

4 造本について

(1) 素材

紙質がよく、印刷が鮮明で、製本が丈夫であるか。

(2) 障害の状態への配慮

表紙・装丁などが親しみやすく、障害の特性等に応じた工夫がされているか。

(3) 扱いやすさ

持ち運びやページめくりなど、大きさや扱いやすさに配慮されているか。

	発行者		発行者		発行者	
書名						
内容	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2) (文書スタイル) ・ 4 6 字 × 4 5 行 ・ 上下 2 2 mm ・ 左右 2 0 mm ・ 1 0 ポイント ・ M S 明朝
	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)
	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)
組織・配列	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
表	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
現	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)
造	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
本	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)
備考						